介護支援専門員の資格及び研修の体系図　＜2回目の更新以降＞

※主任研修及び主任更新研修は除く

平成28年4月から

介護支援専門員証　有効期間更新（前回の更新）

専門研修課程Ⅰの受講歴がある者

更新後の有効期間満了日前5年間に実務経験がある者

- **専門研修課程Ⅱ〔32H〕**
  更新後の有効期間満了日前5年間に実務経験3年以上の者
- 有効期間の更新を希望する者で、前回の更新後に「専門研修課程Ⅱ」未受講者 → **更新研修②〔32H〕**
  （内容は専門Ⅱと同一）
  有効期間満了日までおおむね1年以内の者

更新後の有効期間満了日前5年間に実務経験がない者

- 有効期間の更新を希望する者 → **未経験者更新研修〔54H〕**
  有効期間満了日までおおむね1年以内の者
  （内容は再研修と同一）

専門研修課程Ⅰの受講歴がない者

更新後の有効期間満了日前5年間に実務経験がある者

- **専門研修課程Ⅰ〔56H〕**
  更新後の有効期間満了日前5年間に、実務経験6ヶ月以上の者
- **専門研修課程Ⅱ〔32H〕**
  更新後の有効期間満了日前5年間に、実務経験3年以上の者
- 有効期間の更新を希望する者で、前回の更新後に「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」未受講者 → **更新研修①〔56H〕＋更新研修②〔32H〕**
  （内容は専門Ⅰ＋専門Ⅱと同一）
  有効期間満了日までおおむね1年以内の者

更新後の有効期間満了日前5年間に実務経験がない者

- 有効期間の更新を希望する者 → **未経験者更新研修〔54H〕**
  有効期間満了日までおおむね1年以内の者
  （内容は再研修と同一）

有効期間満了日1年前から、有効期間満了日までの間に更新申請を行う

介護支援専門員証　有効期間更新（次の更新）

『有効期間内に専門研修や更新研修等を受講しない場合』及び『研修を受講しても有効期間内に更新申請をしない場合』

- 介護支援専門員証の有効期間切れ
- 登録は継続します
- 再研修受講により介護支援専門員証の交付申請が可能